

7 文科教第 935 号
令和 7 年 9 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝
(公 印 省 略)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について（通知）

この度、別添 1 のとおり「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 7 年政令第 258 号。以下「改正政令」という。）が令和 7 年 7 月 18 日に、別添 2 のとおり「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 7 年文部科学省令第 21 号。以下「改正省令」という。）が、令和 7 年 8 月 28 日に公布されました。

専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきました。

こうした中、専修学校の専門課程について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門課程における教育の充実を図るため、入学資格を厳格化するとともに、外部の識見を有す

る者による評価の努力義務化や、一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）の修了者への「専門士」の称号の付与、特定専門課程を置く専修学校への専攻科の設置等の措置を講ずるため、「学校教育法の一部を改正する法律」（令和6年法律第50号。以下「改正法」という。）が制定され、令和8年4月1日から施行されます。

今回の政省令改正は、上記改正法を踏まえた所要の規定を整備するものです。これらの政省令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

なお、今回の改正に係る詳細な手続き等について説明する資料等を、近日中に文部科学省ホームページの以下のURLに掲載する予定です。また、今後Q&A集の掲載等、随時情報を更新する予定であるので、本改正に係る対応を行う際には、これらを適宜参照していただきますよう、お願い申し上げます。

（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm

記

第1 改正の概要

1 改正政令

（1）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正

改正法による改正後の学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）第125条の2第1項において、特定専門課程を置く専修学校には専攻科を置くことができる旨を定めていることを踏まえ、専攻科の設置又は廃止については、所轄庁への届出によること。（第24条関係）

（2）独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）の一部改正

改正法により独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「機構法」という。）が改正され、学資貸与金の貸与の対象に、専修学校の専攻科の学生が追加されたことを踏まえ、専修学校の専攻科の学生に対する貸与月額を、専修学校の専門課程と同額として定めること。また、同様に、機構法の改正によって学資支給金の支給の対象に、一定の要件を満たす専修学校の専攻科の学生が追加されたことを踏まえ、当該専攻科の学生に対する支給月額を、専修学校の専門課程と同額として定めること。（第1条から第3条まで及び第8条の2関係）

さらに、学資支給金の支給及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法

律第8号。以下「支援法」という。)に基づく授業料等減免に関して、当該専攻科の学生に対する支給期間の上限を「24月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数」として定めること。(第2条及び第3条関係)

(3) その他改正事項

改正学校教育法により特定専門課程を置く専修学校に専攻科を設置することが可能となったこと及び専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」となること等に伴い、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)等について所要の改正を行うこと。

2 改正省令

(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正

ア 専門課程の入学資格に係る改正について

改正学校教育法第125条第3項では、「文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者等と同等以上の学力があると認められた者」に対して専門課程への入学を認めることとなったため、当該入学を認める者として学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第150条各号のいずれかに該当する者とする。こと。(第183条関係)

イ 専門課程における学年制について

専門課程においては、引き続き教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設け、各学年の課程の修了の認定を行うことができること。(第183条の2第3項関係)

ウ 専修学校の専攻科の設置等に係る改正について

専修学校においては、学校の廃止の認可の申請や学科の廃止に係る学則変更の届出等について施行規則第188条において同令第15条を準用する旨を規定しているところ、専修学校の専攻科の廃止の届出についても、同条を準用することとし、所轄の都道府県への届出で設置できること。(第188条関係)

また、専修学校の専攻科への入学要件については、改正学校教育法第125条の2第2項において、文部科学大臣が定める特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者と規定されている。これを踏まえ、施行規則第155条第2項及び第177条で規定する短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学要件と同等の要件を専修学校の専攻科の入学要件として規定すること。(第186条の2関係)

エ 大学の専攻科又は大学院等の入学資格に係る改正について

学校教育法第91条第2項及び第102条第1項において、文部科学大臣の定めるところにより、大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者は、大学の専攻科又は大学院への入学が認められており、施行規則第155条第1項及び関連告示において「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」について規定されている。同項第5号において、文部科学大臣が定める基準を満たす専門課程を修了した者について該当する者と規定されているところ、新たに制度化される専修学校の専攻科

についても、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること等の文部科学大臣が定める基準を満たすものについてはその修了者に大学専攻科及び大学院入学資格を認めること。(第 155 条第 1 項関係)

オ 特定専門課程に係る基準について

特定専門課程の基準については、改正学校教育法第 125 条の 2 第 1 項で文部科学大臣が定めることとされており、同基準として修業年限が二年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が 62 単位以上であることを規定し、大学編入学後大学に在学すべき期間については、改正前の施行規則第 186 条第 2 項で規定していた期間と同様の基準を規定すること。(第 186 条及び第 186 条の 4 関係)

カ 高度専門士の称号について

大学院入学資格が付与される専修学校の専門課程及び専攻科を修了した者については、「高度専門士」と称することができることとする。(第 186 条の 3 関係)

キ 専門課程を置く専修学校における評価に係る改正について

改正学校教育法第 132 条の 2 により、専門課程を置く専修学校は、大学と同等の項目での自己点検評価が義務づけられたことから、大学と同様に適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うこと。(第 186 条の 5 関係)

(2) 専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第 23 号)の一部改正

ア 専門課程における修了要件について

改正学校教育法第 124 条第 2 号において、専門課程と大学等との制度的整合性を高めるため、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を「単位数」でも定めることができることとしたことを踏まえ、専門課程については、大学等の高等教育機関と同様に、学生が修得した単位数により全課程の修了を認定することとする。

また、改正学校教育法第 124 条第 2 号に規定する専門課程の学科の単位数は、修業年限の年数にわたり 31 単位以上とするとともに、各学科の修了要件は、以下の通りとすること。(第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 関係)

- ・専門課程の昼間学科については、修業年限以上在学し、31 単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上
- ・専門課程の夜間等学科については、修業年限以上在学し、17 単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上(31 単位を下回る場合は 31 単位以上)

各授業科目の単位数については、各専修学校において定めることとし、一単位の授業科目における学修の時間及び単位数を計算する基準は改正前の専修学校設置基準(以下「設置基準」という。)第 19 条で規定していたものを引き続き規定すること。(第 28 条の 4 関係)

加えて、他の専修学校における授業科目の履修や入学前の授業科目の履修など、設置基準において「授業時数」で定めていた規定については「単位数」に改めるなど、所要の改正を行うこと。(第 10 条から第 13 条まで及び第 15 条関係)

イ 専門課程の通信制の学科における修了要件等について

専門課程の通信制の学科における対面により行う実習等の授業時数は、修業年限の年数にわたり 120 単位時に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間以上とすること。(第 29 条関係)

また、専門課程の修了要件の改正に伴い、専門課程の通信制の学科の修了要件を同様に 31 単位以上とすること。(第 37 条関係)

ウ 組織的な研修等について

専門課程を置く専修学校には、大学等と同様に、適切かつ効果的な学校運営を図るため、教職員が必要な知識等を習得するための研修を受ける機会を設けること等の取組を行うとともに、教育の充実を図るため、授業の内容等を改善するための研修及び研究を行うものとする。(第 40 条の 2 関係)

エ 専修学校の専門課程等の教員の資格

専門課程及び高等課程の教員の資格に専修学校の専攻科を修了した者を加えること。(第 41 条及び第 42 条関係)

オ その他の所要の規定を整備すること。

(3) 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正

ア 文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程として、専修学校の専攻科を加えることについて

今般の学校教育法の改正により、特定専門課程を置く専修学校には専攻科が置けることとなったことを受け、特定専門課程と同様に、専修学校の専攻科についても、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 1 備考第 5 号ロに規定する「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」として位置づけ、免許状の授与の所要資格を得させるための科目の単位として認められる単位数の限度を 5 単位とする改正を行うこと。(第 26 条及び第 66 条の 7 関係)

イ その他所要の改正

その他、改正学校教育法第 125 条の 2 第 1 項において、専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの。）が「特定専門課程」と呼称されることに伴い、所要の改正を行うこと。(第 26 条及び第 66 条の 7 関係)

(4) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 23 号）の一部改正

ア 制度の対象について

機構法に基づく学資支給金の支給は、高等学校等の卒業後の進学先である大学等の学生等を対象とすることとしている。

改正法により特定専門課程を置く専修学校には専攻科を設置することができることとされ、かつ、当該専修学校の専攻科のうち、大学学部に準ずる教育を実施してい

るという制度的担保があるものについては、学資支給金の支給の対象とすることとされた。

これを踏まえ、対象となる専攻科を、施行規則において定める、当該専攻科までを修了することにより大学院入学資格が認められる専攻科（以下「適格専攻科」という。）とすること。（第 23 条の 2 及び第 38 条関係）

イ 学資支給金の支給の期間の上限について

専修学校の専攻科については修業年限の上限に定めがないことから、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 8 条の 3 において、学資支給金の支給の期間の上限を、24 月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数としたことを踏まえ、専修学校の適格専攻科に係る支援期間の上限の月数を 24 月とすること。

（第 41 条の 2 関係）

（5）大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）の一部改正

ア 制度の対象について

支援法に基づく授業料等減免は、高等学校等の卒業後の進学先である大学等の学生等を対象とすることとしている。

改正学校教育法により特定専門課程を置く専修学校には専攻科を設置することができることとされ、かつ、当該専修学校の専攻科のうち、大学学部に準ずる教育を実施しているという制度的担保があるものについては、授業料等減免の対象とすることとされたことを踏まえ、対象となる専攻科を、適格専攻科とすること。（第 1 条関係）

イ 授業料減免の期間の上限について

専修学校の専攻科については修業年限の上限に定めがないことから、大学等における修学の支援に関する法律施行令第 3 条において、授業料減免の期間の上限を 24 月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数としたことを踏まえ、専修学校の適格専攻科に係る支援期間の上限の月数を 24 月とすること。（第 19 条の 2 関係）

ウ 専修学校の確認要件における実務経験のある教員等による授業科目等の基準数について

機構法に基づく学資支給及び支援法に基づく授業料等減免は、一定の確認要件を満たす大学等を対象としており、当該要件の一つとして、実務経験のある教員等による授業科目等の「単位数」又は「授業時数」が基準数以上であることを要件としているところ、当該基準数については、原則、設置基準で定める卒業（修了）に必要な「単位数」又は「授業時数」の 1 割（1 単位未満は切り上げ）としている。今般、設置基準の改正により、修了要件が 31 単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となることを踏まえ、当該基準数について所要の改正を行うこと。（別表第 1 関係）

エ 専修学校の確認要件として公表を義務付ける情報について

専修学校に係る確認要件の一つとして、これまで学校関係者評価の結果の公表を求

めてきたところであるが、改正法の規定を踏まえ、新たに努力義務とされた第三者評価の結果の公表を求めることとすること。(第2条第1項関係)

(6) その他の改正

ア 改正法において専修学校の専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に、専門課程の修了要件を「授業時数制」から「単位制」に改正したこと等に伴い、その他学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）等の関係省令について所要の改正を行うこと。

(7) 施行期日等

ア この省令は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)

イ 専修学校の専門課程における修了要件等に係る経過措置

専門課程の修了要件を「単位制」によるものに統一するが、当該修了要件等に係る改正後の規定は施行日以後に入学する者について適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例によること。(附則第2条関係)

ウ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則に規定する確認要件に係る経過措置

専門課程の修了要件について、施行の日前に入学した者については、なお従前の例によることとすることに鑑み、(5)ウの機関要件に関する改正は、施行日以後に入学する者の在籍する課程について適用し、施行日前に入学した者の在籍する課程については、なお従前の例によることとすること。また、(5)エの改正は、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから、当分の間は、現行の確認要件となっている学校関係者評価の結果の公表をもってこれに代えることができることとする経過措置を設けること。(附則第3条及び第4条関係)

(8) その他

ア 今回の改正に係る詳細な手続等詳細資料を文部科学省ホームページの以下のURLに掲載する予定であること。また、今後Q&A集の掲載等、随時情報を更新する予定であるので、本改正に係る対応を行う際には、これらを適宜参照されたいこと。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



イ 都道府県において確認していただきたい確認事項をまとめた資料については、後日、別に示す予定であること。

第2 留意事項

1 学校教育法施行規則

(1) 専修学校の専門課程への入学資格について

ア 個別の入学資格審査は各専修学校の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該専修学校にのみ及ぶものであること。

イ 専修学校の専門課程に個別の入学資格審査により入学した者が大学に編入学する場合、他の大学入学資格を有する場合を除き、当該大学において改めて個別入学資格審査を受ける必要があること。

2 専修学校設置基準

(1) 専修学校の専門課程における教育課程について

ア 今回の改正は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校の専門課程の高等教育機関としての位置付けの明確化を図るためのものであり、単位制への移行に当たっては、改正前の専修学校設置基準第16条に規定する授業時数（昼間学科であれば1年間にわたり800単位時間以上）を踏まえて、引き続き同水準以上の教育課程を編成することに留意すること。

(参考)

「学校教育法の一部を改正する法律の公布について（通知）」令和6年6月14日 文部科学省総合教育政策局長通知（6文科教第615号）

https://www.mext.go.jp/content/240614-mxt_syogai01-000024670_01.pdf

「専修学校における学校評価ガイドライン」（令和7年改訂 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm



(添付資料)

【別添1】学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

【別添2】学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2939